

## ニセコ町農地等災害復旧単独事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国庫補助の対象とされない農地等の災害復旧事業を実施した者に対し、農家負担の軽減、農業経営基盤の安定及び耕作放棄地の増加の抑制を図るため、ニセコ町農地等災害復旧単独事業補助金の交付について、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号、以下「補助規則」という。）に定めのあるものを除き、必要な事項を定めることを目的とする。

### (災害復旧事業)

第2条 この要綱において、「災害復旧事業」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する事業に準ずる農地及び耕作農道、農業用水路等の農業用施設の原型復旧を基本に実施する事業で国庫補助金や道補助金の対象とされないものをいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、現に耕作を営む農業者が町内で実施する5万円以上の経費を要する災害復旧事業及び2次災害防止のための応急処置とする。

### (補助金の率)

第4条 前条に規定する事業に交付する補助金の率は、農地災害については当該経費の100分の50以内、農業用施設災害については100分の70以内とし、補助金の額は1箇所につき200万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助規則に規定する補助金等交付申請書等に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業施行位置図
- (2) 災害状況及び災害復旧事業の内容を記載した書類
- (3) 見積書その他の補助金の額の算出基礎となる書類
- (4) その他町長が費用と認める書類

2 補助事業者等は、農地及び農業用施設等が被災した時は、速やかに町長に届け出なければならない。

### (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助事業者に通知するものとする。

### (完了届)

第7条 補助事業者は、補助事業の工事が終了したときは、農地災害復旧単独事業（工事）完了届（別記様式第1号）に工事の完了を証明する写真等を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の完了届を受理したときは、当該職員に工事の完了検査を行わせるものとする。

3 町長は、前項の完了検査の結果、補助金を交付することが適当であると認めたときは、

当該補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは農地等災害復旧単独事業補助金交付請求書（別記様式第2号）に領収書その他の支払いが確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成22年4月1日以後に被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業から適用する。

別記様式第1号（第7条関係）

農地等災害復旧単独事業（工事）完了届

年 月 日

ニセコ町長

様

（補助事業者）

住 所

氏 名

印

年 月 日ニセコ町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を受けた  
年度農地等災害復旧単独事業の工事は、年 月 日に完了したので、ニ  
セコ町農地等災害復旧単独事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて届  
け出ます。

別記様式第2号（第8条関係）

農地等災害復旧単独事業補助金交付請求書

年 月 日

ニセコ町長

様

（補助事業者）

住 所

氏 名

印

年 月 日ニセコ町指令第 号をもって補助金等の交付の決定を受けた事業について、ニセコ町農地等災害復旧単独事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付決定額
- 2 補助金交付請求額
- 3 振込先
- 4 添付書類